

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年 2月 2日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 井澤 吉幸

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目 8番 3号

**【事務連絡者氏名】** 加藤 淳一郎

**【電話番号】** 03 - 6703 - 4930

**【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】** i-mizuho国内債券インデックス

**【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】** 10兆円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年11月2日付をもって提出した有価証券届出書について、2018年2月3日付でファンド名称および信託報酬の変更がありますので、関係事項を下記の通り訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

**【表紙】**

&lt;訂正前&gt;

【届出の対象とした募集内国投資信託 i-mizuho国内債券インデックス  
受益証券に係るファンドの名称】

&lt;訂正後&gt;

【届出の対象とした募集内国投資信託 iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド  
受益証券に係るファンドの名称】

**第一部【証券情報】**

(1) 【ファンドの名称】

&lt;訂正前&gt;

i-mizuho国内債券インデックス

(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

&lt;訂正後&gt;

iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

(注) 2018年2月3日付で信託約款の変更を行い、ファンド名称を「i-mizuho国内債券インデックス」から「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」に変更します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

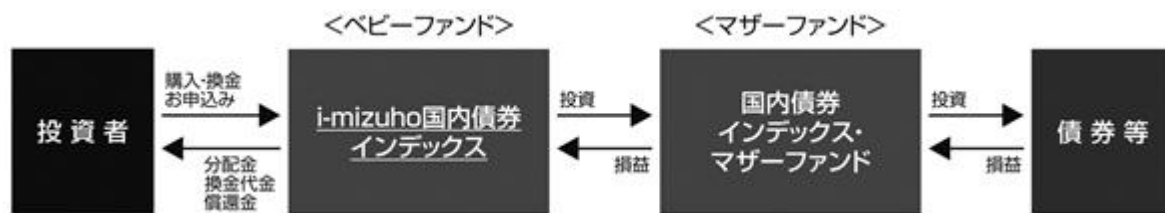
「i-mizuho国内債券インデックス」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（中略）

ファンドの特色（当ファンドおよびマザーファンドの特色）

（中略）

c. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



（以下略）

<訂正後>

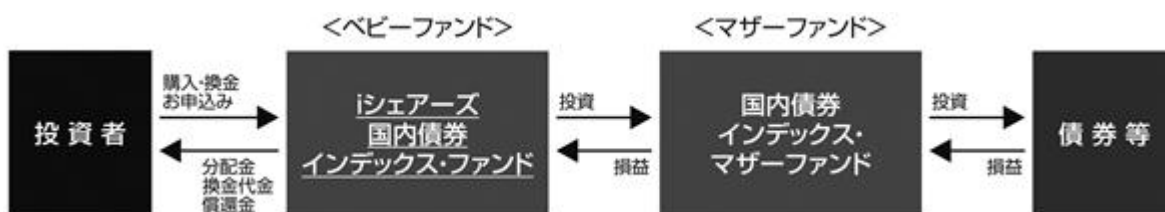
「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、円建ての債券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。

（中略）

ファンドの特色（当ファンドおよびマザーファンドの特色）

（中略）

c. 当ファンドはファミリーファンド方式により運用を行います。



（以下略）

##### （2）【ファンドの沿革】

<訂正前>

2013年9月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月3日	信託期間延長（無期限）
2017年5月3日	マザーファンド名称を「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から「国内債券インデックス・マザーファンド」に変更

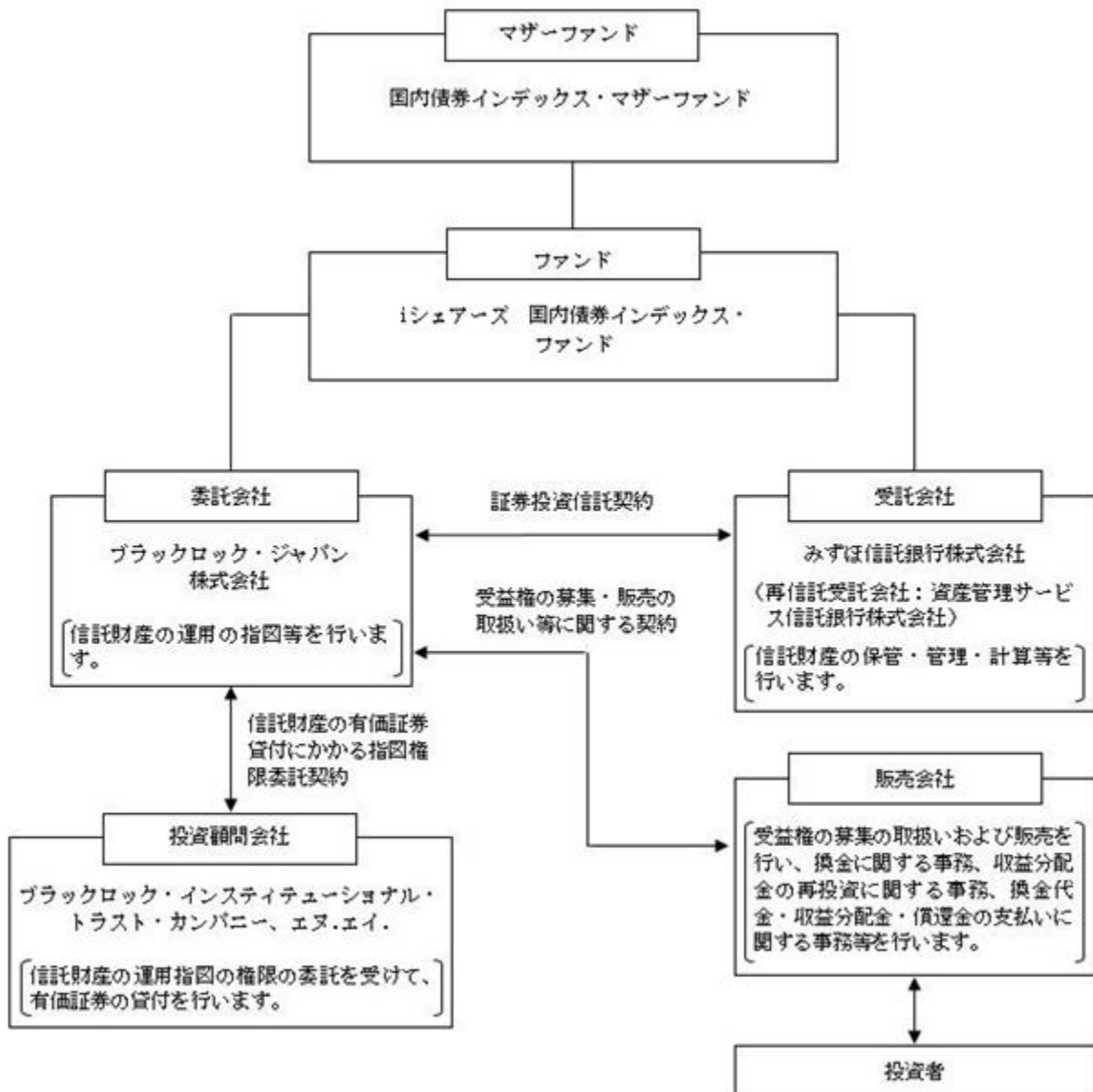
<訂正後>

2013年9月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2015年11月3日	信託期間延長（無期限）
2017年5月3日	マザーファンド名称を「ブラックロック国内債券インデックス・マザーファンド」から「国内債券インデックス・マザーファンド」に変更
<u>2018年2月3日</u>	<u>ファンド名称を「i-mizuho国内債券インデックス」から「iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド」に変更</u>

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;更新後&gt;

## ファンドの仕組み



(以下略)

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

## 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.4104%（税抜0.38%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.1890% (税抜0.175%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.1890% (税抜0.175%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0324% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

(以下略)

## &lt;訂正後&gt;

## 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.2916%（税抜0.27%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.135% (税抜0.125%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.135% (税抜0.125%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0216% (税抜0.020%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

(以下略)

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### （1）【資産の評価】

##### <修正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「i m国内債券」と省略されて記載されております。

（以下略）

##### <修正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。

ファンド名は「i S国内債F」と省略されて記載されております。

（以下略）